

委員の辞任について

令和7年7月4日付で 奥村 繁 委員から琵琶湖海区漁業調整委員会会長あて辞任届の提出がありました(別途 滋賀県知事および県漁連会長あてにも提出)。

漁業法第 141 条において、「委員は正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されています。

- ・「正当な事由」とは、法文上明確にされておらず、社会通念に従って判断すべき。
 - ・海区漁業調整委員会の同意は、その議決によって行われることとなる。
- (逐条解説漁業法による)

このことから、奥村繁委員の辞任に対する同意について、本委員会で採決します。

また、委員の辞任後は、委員補充の手続きを進めてよいか併せて伺います。

今後の予定案

- 1 知事および委員会の同意により奥村委員が辞任
 - 2 新たな委員（1名）の公募（8月下旬～9月下旬）
 - 3 外部有識者の意見聴取および選定会議^{*}により、候補者決定（10月）
 - 4 県議会同意、知事同意 → 任命（12月）
- ※応募者が定数を上回った場合に開催

参考

琵琶湖海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱
(委員の補充)

第11条 知事は、罷免、失職、辞任等による欠員が生じたことにより、海区漁業調整委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、この要綱に定める手続きにより速やかに委員を補充するように努めなければならない。

琵琶湖漁委第 号
令和7年(2025 年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

琵琶湖海区漁業調整委員会
会長 谷口 孝男

琵琶湖海区漁業調整委員会委員の辞任に関する同意について(連絡)

令和7年7月4日付けで別添写しのとおり当委員会の奥村 繁委員から辞任願の提出があり、令和7年8月5日開催の委員会で審議した結果、同意することとなりましたのでお知らせします。